



富田林市 出産・子育て応援事業

妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師の面談など、継続して相談できる「伴走型相談支援」と、育児用品や育児サービス利用にかかる経済的負担を軽減するための「経済的支援(給付)」を併せて行います。



市ウェブサイト

経済的支援

給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

A 出産応援給付金

対象者：次の①②のすべてに当てはまる方

- ① 令和4年4月1日以降に本市に妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦
 - ◆産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した人が対象です。
 - ◆富田林市に転入後、妊婦健診受診券の発行願を提出し、面談を受けた妊婦も含まれます。
- ② 他の自治体で出産応援給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない妊婦

給付額:5万円(現金) 多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。

◆妊娠届を提出された後、流産等をされている場合も給付金を受け取れます。

B 子育て応援給付金

対象者：次の①～③のすべてに当てはまる方

- ① 令和4年4月1日以降に出生した乳児を養育する方(原則は乳児と同居する母又は父)
- ② こんにちは赤ちゃん訪問等にて面談を受けた方
- ③ 他の自治体で子育て応援給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない方

給付額:児童一人当たり5万円(現金) (双子の場合は10万円となります。)

受給までの流れ

A 出産応援給付金

- ① 富田林市で妊娠届出をし、面談を受けます。
 - ◆妊婦以外の方が妊娠届出をされた場合は、後日、妊婦の方と面談日を調整するため、保健センターよりお電話します。
 - ◆転入(妊婦)の方は妊婦健診受診券交換時に面談します。
- ② ①の面談を受けた妊婦の方は申請書を受け取ります。
- ③ 申請をします。
 - ◆申請用紙を記入し、必要書類を貼付けのうえ、ご提出ください。(郵送可)
 - ◆申請期間は原則妊娠中です。
- ④ 申請後、審査のうえ1か月以内に支給又は不支給の決定通知書が郵送で到着します。
 - ◆給付金の振込日が記載されています。

B 子育て応援給付金

- ① こんにちは赤ちゃん訪問等にて面談を受けます。
- ② ①の面談を受けた方は申請書を受け取ります。
- ③ 申請をします。
 - ◆申請用紙を記入、必要書類を貼付けのうえ、返信用封筒に入れ、保健センターへご提出ください。
 - ◆申請期間は原則生後4か月までです。
- ④ 申請後、審査のうえ1か月以内に支給又は不支給決定通知書が郵送で到着します。
 - ◆給付金の振込日が記載されています。

裏面へ

おねがい

- 申請書はなるべく早くご提出ください。
- 申請書は「記入例」を参考に漏れなくご記入のうえ、必要な書類を貼り付けてください。
- 郵送または、窓口（富田林市立保健センター：向陽台一丁目3番35号）へご提出ください。市役所へご提出されても、受付できませんのでご注意ください。
- 申請受付後、記載内容等で確認の必要が生じた場合は、申請書にご記入いただいた「連絡先」にご連絡します。連絡のつく連絡先をご記入ください。
- 申請・請求者と口座名義人が異なる場合は「委任状」が必要になります。
- 申請時点で本市に住民登録がある方が対象です。
転出入の予定などで申請を迷われる場合は、お問い合わせください。



・伴走型相談支援 助産師・保健師等の専門職が対応します。

① 妊娠届出時

妊娠中の生活等に関するアンケートを記入していただきます。妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる手続き、利用できる支援サービス等を一緒に確認します。

② 妊娠8か月頃

妊娠7か月頃の妊婦の方へアンケートを送付し、希望する方と面談を行います。状況に応じて産後ケアやその他利用できるサービスなどをご案内します。
*この時期の面談は、給付金に影響しません。

③ 出生後

こんにちは赤ちゃん訪問等で面談を行います。育児や赤ちゃんの成長、産婦さんの体調のことなどお話をお伺いしています。状況に応じ利用できるサービスなどをご案内します。

◎妊娠・出産・育児に関するお悩みや困りごとがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

例えば、こんなことが相談できます

～妊娠中～

・妊娠中の過ごし方や体調のこと ・家族のこと ・出産後の生活のこと ・経済的なこと

～出産後～

・授乳のこと ・気になることを聞いてみたい ・こどもの発育や発達 ・疲れてしまった
・離乳食の進め方など

【問い合わせ先】

富田林市向陽台一丁目3番35号

富田林市立保健センター

電話：0721-28-5520

（平日 9時～17時30分まで）

